

危険なブロック塀等の撤去に費用を補助します

～ブロック塀等の倒壊による被害の未然防止、安全性確保のため～

地震発生時におけるブロック塀等の倒壊による避難経路や道路を通行する方の被害の未然防止、避難経路の機能維持、安全性を確保するため、道路沿いに面する倒壊のおそれのあるブロック塀等を撤去する場合に、それに要する経費の一部を助成する制度です。



撤去工事費用に最大 10 万円を補助します

補助金額

- ①補助対象経費（補助事業に要する額）の $\frac{1}{2}$
- ②撤去する塀の面積 $\times 5,000$ 円/m²
- ①と②のうちいずれか低い額（上限 10 万円）

★Point 算定方法を変更 「5,000 円/m」 \rightarrow 「5,000 円/m²」
経費あたりの補助率が向上しました！

受付期間

令和 6 年 4 月 1 日(月)

～

令和 6 年 12 月 13 日(金)

撤去工事完了報告期限 令和 7 年 1 月末日まで

補助の対象となるブロック塀等

- ①一般の方が通行する道路沿いに面するもの（隣地との境界等は対象外）
- ②古い構造基準で作られたものや老朽化したもので、地震等により倒壊のおそれのあるもの
- ③道路からの高さが 80cm 以上であるもの（撤去後の高さは、ブロック塀二段までの高さ以下に）
- ④福島市内に存するもので、個人が所有するもの
- ⑤撤去工事の施工者が、福島市内に本店、支店又は営業所を置く者との契約によるもの

○道路沿いに面するとは・・・

ブロック塀等の全部又は一部を撤去し、道路通行者の安全性が確保されるもの

○道路とは・・・

建築基準法第 42 条第 1 項に規定する道路及びこれに準ずる道路
（非常時に避難が可能又は通行の安全の目的を達する機能）

○ブロック塀等（すでに倒壊している場合は対象外）とは・・・

コンクリートブロック塀、石塀、レンガ塀、その他の組積造の塀又は門柱



上記の要件を全て満たすものが補助対象となります。

なお、補助対象外となる要件もありますので、詳細は『福島市ブロック塀等撤去助成事業』手引きをご覧ください。

申込方法（裏面もご覧ください）

申請書、点検表に必要事項を記載のうえ、添付資料を添えて、
開発建築指導課窓口へご持参ください。

申請書・手引き等は、開発建築指導課窓口、福島市ホームページで取得可能です。
補助金を受けるためには、工事に着手する前に申請が必要となります。
撤去工事の施工者との契約や工事に着手する前に事前相談を行ってください。
予算等執行状況によっては、予定期間より受付期間が短くなる可能性があります。

お問い合わせ

福島市
都市政策部
開発建築指導課



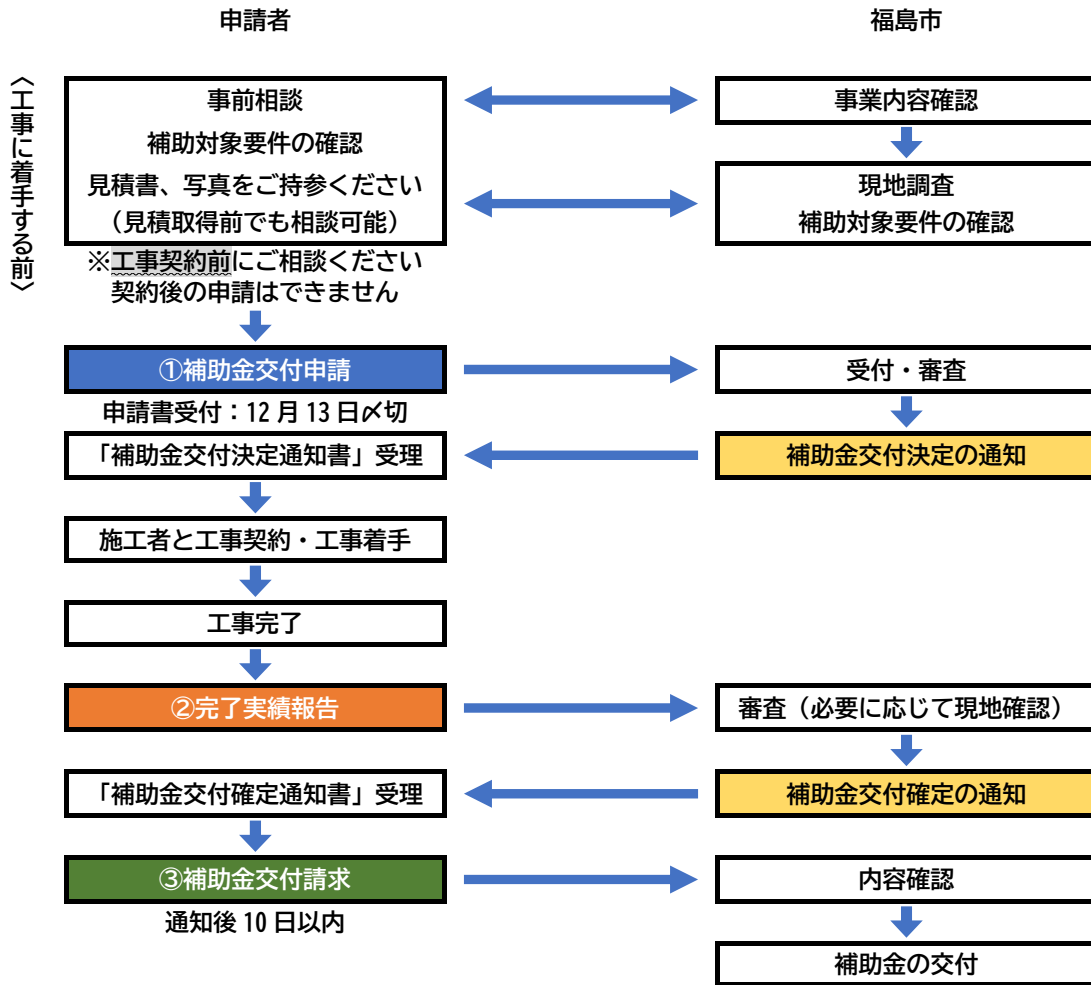
〒960-8601 福島市五老内町 3-1

☎ 024-525-3764

<http://www.city.fukushima.fukushima.jp>

福島市 ブロック塀 検索

『福島市ブロック塀等撤去助成事業』の流れ



提出書類一覧

①補助金交付申請	②完了実績報告	③補助金交付請求
<ul style="list-style-type: none"> 補助金等交付申請書 ブロック塀等概要及び補助金額算定書 ブロック塀等の点検表 工事見積書の写し 着工前の現場写真 完納証明書(証明願)の原本 確認書(署名) 	<ul style="list-style-type: none"> 補助事業等実績報告書 契約書の写し 領収書の写し 施工後の現場写真 産業廃棄物管理票のA票の写し 	<ul style="list-style-type: none"> 請求書
<p>※確認書には、ご本人様の署名が必要です。</p> <p>※代理申請の場合は、「委任状」が必要となります。</p> <p>※完納証明書は本庁2階市民税課で取得できます。各支所では取得できません。</p>	<p>※完了後速やかに実績報告をお願いします。</p> <p>※期限までに提出してください。(令和7年1月末)</p> <p>※電子マニフェストシステム(受渡確認票)でも可能です。</p>	<p>※請求金額(首標金額)の訂正はできません。</p> <p>※「補助金交付確定通知書」受理後10日以内に提出してください。</p>

注意事項 (詳細は『福島市ブロック塀等撤去助成事業』手引きをご覧ください。)

- 以下の場合には、補助金の交付を受けることができませんので、ご注意ください。
補助金交付決定前に工事請負契約を結んだ場合又は工事に着手した場合
撤去工事が申請内容の通りに行われなかった場合
ブロック塀等が地震、老朽化等によりすでに倒壊している場合
- 「補助金交付決定通知書」は、補助金の交付を確約したものではありませんので、ご注意ください。
申請内容に変更が生じた場合は、変更承認に係る協議をお願いします。
- 新しくブロック塀等を作るときは、建築基準法で定められた基準に適合する設計・施工をお願いします。

